

平成十四年法律第四十二号

貨幣回収準備資金に関する法律

(目的)

この法律は、貨幣回収準備資金を設置し、政府による貨幣の発行、引換え及び回収の円滑な実施を図り、もって貨幣に対する信頼の維持に資することを目的とする。

**第一条** この法律の目的を達成するため、貨幣回収準備資金（以下「資金」という。）を設置する。

(資金の設置)

この法律の目的を達成するため、貨幣回収準備資金（以下「資金」という。）を設置する。

**第二条** 財務大臣は、政令で定めるところにより、資金の管理に関する事務を所属の職員に委任することができる。

(資金の構成)

資金は、一般会計の所属とし、財務大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

**第三条** 財務大臣は、政令で定めるところにより、資金の管理に関する事務を所属の職員に委任することができる。

(資金の構成)

資金は、一般会計からの繰入金並びに第九条第三項に規定する利益金をもつて充てる。

**第四条** 資金は、独立行政法人造幣局法（平成十四年法律第四十号）附則第六条第四項の規定によりこの資金に帰属することとされた現金及び地金、次条の規定により編入する金額、第六条の規定による一般会計からの繰入金並びに第九条第三項に規定する利益金をもつて充てる。

(資金への繰入)

資金は、一般会計からの繰入金並びに第九条第三項に規定する利益金をもつて充てる。

**第五条** 製造済の貨幣で政府の発行に係るものの額面額の合計額に相当する金額は、資金に編入しなければならない。

(資金の使用)

資金は、一般会計から資金に繰り入れるものとする。

**第六条** 每会計年度末における資金の額が貨幣の引換え又は回収及び貨幣の製造の状況を勘案して政令で定める額を下回ると見込まれるときは、その下回ると見込まれる額に相当する金額として予算で定める額を、一般会計から資金に繰り入れるものとする。

(資金の使用)

資金は、一般会計から資金に繰り入れるものとする。

**第七条** 資金に属する現金は、貨幣の引換え又は回収に充てるほか、予算の定めるところにより、貨幣の製造及び鋳つぶし、地金の保管その他貨幣に対する信頼の維持に要する経費の財源に充てるため、使用することができる。

(資金の使用)

資金は、一般会計から資金に繰り入れるものとする。

**第八条** 資金に属する現金は、財政融資資金に預託することができる。

(資金の預託等)

資金は、一般会計から資金に繰り入れるものとする。

**第九条** 資金に属する現金は、財政融資資金に預託することができる。

(資金の預託等)

資金は、一般会計から資金に繰り入れるものとする。

**第十一条** 資金に属する現金は、財政融資資金に預託することができる。

(資金の預託等)

資金は、一般会計から資金に繰り入れるものとする。

**第十二条** 資金に属する現金は、財政融資資金に預託することができる。

(資金の預託等)

資金は、一般会計から資金に繰り入れるものとする。

**第十三条** 資金に属する現金は、財政融資資金に預託することができる。

(資金の預託等)

資金は、一般会計から資金に繰り入れるものとする。

**第十四条** 資金に属する現金は、財政融資資金に預託することができる。

(資金の預託等)

資金は、一般会計から資金に繰り入れるものとする。

**第十五条** 資金に属する現金は、財政融資資金に預託することができる。

(資金の預託等)

資金は、一般会計から資金に繰り入れるものとする。

**第十六条** 資金に属する現金は、財政融資資金に預託することができる。

(資金の預託等)

資金は、一般会計から資金に繰り入れるものとする。

**第十七条** 資金に属する現金は、財政融資資金に預託することができる。

(資金の預託等)

資金は、一般会計から資金に繰り入れるものとする。

**第十八条** 資金に属する現金は、財政融資資金に預託することができる。

(資金の預託等)

資金は、一般会計から資金に繰り入れるものとする。

附 則

抄

(施行期日)

1 この法律は、独立行政法人造幣局法の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。

附 則（平成一四年一二月三日法律第一五一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から六まで 略

七 第五十七条の規定

（その他の経過措置の政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（貨幣回収準備資金に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日）